

株式等の決済期間の短縮化に伴う業務規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(権利行使日等) 第37条 (略) 2・3 (略) 4 有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に行うものとする。ただし、権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。)又は株式併合後の株券の売買開始の期日(指定取引所が定める株式併合後の株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。)の前日に当たるときは、当該権利行使日から起算して<u>3日目</u>の日において、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を行う。 5 (略)</p>	<p>(権利行使日等) 第37条 (略) 2・3 (略) 4 有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して<u>5日目</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に行うものとする。ただし、権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。)若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日(指定取引所が定める株式併合後の株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。)の前日に当たるときは、当該権利行使日から起算して<u>4日目</u>の日において、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を行う。 5 (略)</p>
<p>(権利行使に伴う貸借取引) 第41条 (略) 2 取引参加者は、前項の規定により貸借取引を行った場合には、権利行使日の翌日(権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(東京証券取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。)若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日(東京証券取引所が定める株式併合後の株券の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。)又はこれらに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日)の6か月目の応当日(応当日がないときは、その月の月末とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)から起算して<u>3日目</u>の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。 3 (略)</p>	<p>(権利行使に伴う貸借取引) 第41条 (略) 2 取引参加者は、前項の規定により貸借取引を行った場合には、権利行使日の翌日(権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(東京証券取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。)若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日(東京証券取引所が定める株式併合後の株券の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。)又はこれらに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日)の6か月目の応当日(応当日がないときは、その月の月末とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)から起算して<u>4日目</u>の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。 3 (略)</p>
付 則	

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済から適用する。
- 2 改正後の第41条第2項の規定は、施行日以後に同項に規定する権利行使日の翌日の6か月目の応答日が到来する信用売り又は信用買いの決済から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(顧客の権利行使に係る決済時限等)</p> <p>第19条 顧客が第13条第1項及び第2項に規定する指示を行った場合及び有価証券オプションの権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時まで、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る第21条に規定する金銭又は有価証券を、取引参加者に差し入れるものとする。ただし、オプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。)又は株式併合後の株券の売買開始の期日(指定取引所が定める株式併合後の株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に行われた権利行使により成立する当該オプション対象証券の売買に係る決済の場合は、当該権利行使日から起算して<u>3日目</u>の日の午前9時まで差し入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に成立するオプション対象証券の売買に係る決済から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(顧客の権利行使に係る決済時限等)</p> <p>第19条 顧客が第13条第1項及び第2項に規定する指示を行った場合及び有価証券オプションの権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時まで、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る第21条に規定する金銭又は有価証券を、取引参加者に差し入れるものとする。ただし、オプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。)又は株式併合後の株券の売買開始の期日(指定取引所が定める株式併合後の株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に行われた権利行使により成立する当該オプション対象証券の売買に係る決済の場合は、当該権利行使日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時まで差し入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p>